

●香川県告示第171号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量
荷さばき施設（軌道 走行式荷役機械）	ガントリークレーン	高松市朝日新町 1番10外	数 量 1台
			定 格 荷 重 30.5トン
			吊 上 荷 重 40.0トン
保管施設（野積場）	高松港コンテナターミ ナルの野積場	高松市朝日新町 1番10	面 積 6,787.02㎡
	高松港コンテナターミ ナルの野積場	高松市朝日新町 1番3及び10	面 積 13,500.07㎡
	朝日新町F地区野積場	高松市朝日新町 1番3	面 積 5,820.20㎡
			面 積 6,384.37㎡
			面 積 2,237.98㎡
	朝日新町F地区野積場	高松市朝日新町 1番2及び3	面 積 4,647.52㎡
	臨港交通施設（臨港 道路）	F地区8号線	高松市朝日新町 1番10
F地区18号線		高松市朝日新町 1番2及び3	延 長 137.00m 車 道 幅 員 12.00m